

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 3 月 22 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600362号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600164号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月15日の標準賞与額を46万円に訂正することが必要である。

平成17年6月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年6月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月15日

A社から、請求期間において賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された請求者に係る「賞与夏期分給料台帳」(写)により、請求者は、同社から平成17年6月15日に46万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、47万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(3万2,745円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の「賞与夏期分給料台帳」(写)により確認できる賞与額から、46万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務

所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600376号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600165号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月18日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

請求期間に賞与の支払を受けたことを記録した家計簿(パソコン内データのハードコピー)を資料として提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成19年7月に現金で賞与の支払を受けたことを記録した家計簿(パソコン内データのハードコピー)を提出している。

しかしながら、A社の元事業主は、「請求期間の賞与に係る賃金台帳等の資料を保管していないが、請求者は65歳で定年退職し、その後は臨時雇用のため賞与を支給していない。」と回答している。

また、A社の平成19年7月に係る賞与について、年金事務所から提出された同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表(写)の余白に「平成19年7月は不支給で登録」と記載されていることが確認できる上、年金事務所は、同社に係る平成19年7月分の賞与支払届は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る賞与明細書等の資料が無く、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。